

資料3

田野畑村森林体験施設整備工事
企画提案審査要領

令和8年6月

田 野 畑 村

(産業振興課)

目 次

1	趣旨	1
2	本工事の対象範囲及び評価上の留意事項	1
(1)	本工事の主たる対象	1
(2)	資料4「参考イメージパース」の取扱い	1
(3)	評価の基本方針	2
3	審査会	2
(1)	審査会の設置	2
(2)	審査会の構成	2
(3)	外部有識者等からの意見聴取	2
(4)	審査会の非公開	2
4	審査の対象	3
5	審査方法	3
(1)	審査の形式	3
(2)	プレゼンテーション、オンライン審査又は書面審査	3
6	評価項目及び配点	3
7	採点及び集計の方法	4
(1)	用語の定義	4
(2)	評価区分及び配点比率	4
(3)	審査員別評点の算出	5
(4)	総合得点の算出	5
(5)	総合平均点の算出	5
(6)	順位の決定	5
(7)	価格の妥当性に関する評価	5
8	最低基準点	5
9	同点の場合の取扱い	6
10	1者応募の場合の取扱い	6
11	失格又は無効となる場合	6
12	受注候補者を選定しない場合	7
13	審査結果の通知及び公表	7
(1)	審査結果の通知	7
(2)	審査結果の公表	7
14	審査内容の非公開	8
15	審査結果に関する問合せ	8
16	その他	8
別表1	評価項目及び配点表	9
別表2	審査員採点表	12
別表3	集計表	14

本企画提案審査要領（以下「本審査要領」という。）は、田野畑村（以下「本村」という。）が発注する「田野畑村森林体験施設整備工事」（以下「本工事」という。）に係る受注候補者の選定に関し、企画提案の審査の方法、評価項目、配点、採点及び集計の方法その他必要な事項を定めるものである。

本審査要領に定めのない事項については、資料1「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）、資料2「仕様書」（以下「仕様書」という。）及び関係資料の例によるものとする。

1 趣旨

本審査要領は、本工事の特性、規模並びに本村及び応募者双方の事務負担への配慮を踏まえ、次の方針により企画提案を審査するものとする。

- (1) 審査は、本村の職員から選出した審査員（以下「審査員」という。）により構成する審査会において、1段階により実施する。
- (2) 評価項目は、本工事の特性に即した必要最小限の項目とし、審査員が直感的に採点できる構成とする。
- (3) 配点は、100点満点を基本とし、各評価項目を主要項目単位で配点する。
- (4) 順位及び最低基準点の判定は、審査員数の影響を受けないよう、総合平均点（総合得点を審査員数で除した点数をいう。以下同じ。）により行う。
- (5) 審査においては、仕様書に定める要求水準を満たし、現地条件、施工性、安全性、維持管理性、地域材活用・地域連携及び提案上限額を踏まえた合理的な提案となっているかを評価するものとし、資料4「参考イメージパース」の線形又は外観と一致しているかどうかは評価しない。

2 本工事の対象範囲及び評価上の留意事項

(1) 本工事の主たる対象

- ア 本工事は、木質系舗装又はウッドチップ系舗装による園路整備を主たる対象とする。
- イ ベンチ、東屋、休憩施設、遊具その他の附帯施設の新設は、今回の整備対象に含めない。
- ウ 応募者は、附帯施設の新設を前提とした提案を行わないものとする。

(2) 資料4「参考イメージパース」の取扱い

- ア 資料4「参考イメージパース」は、生成AIにより作成・加工した参考イメージであり、本村が想定する空間の雰囲気及び利用イメージを示すものに過ぎず、具体の線形、配置、規模、寸法、数量、材質、構造、工法等を示すものではない。
- イ 審査においては、資料4に示された線形又は外観と一致しているかどうかを評価対象としない。

ウ 資料4と同一又は類似の線形を提案することを求めるものではなく、資料4と異なる線形であっても、仕様書の要求水準を満たし、現地条件に適した合理的な提案であれば評価対象となる。

エ 資料4に描かれた人物、家族連れその他の利用状況及び既存工作物等は、利用イメージ又は現況表現を示すものであり、特定の利用方法、附帯施設の新設その他の整備内容を指定するものではない。

(3) 評価の基本方針

審査においては、仕様書に定める要求水準を満たし、現地条件、施工性、安全性、維持管理性、地域材活用・地域連携及び提案上限額を踏まえた合理的な園路整備の提案となっているかを評価するものとする。

3 審査会

(1) 審査会の設置

ア 本工事に係る企画提案の審査を行うため、田野畑村森林体験施設整備工事企画提案審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

イ 審査会の庶務は、田野畑村産業振興課（以下「担当課」という。）において処理する。

(2) 審査会の構成

ア 審査会は、本村の職員から選任する5人の審査員をもって構成する。

イ 審査会には、審査員のうちから審査員長を置く。審査員長は、審査会を統括する。

ウ 審査員長に事故があるとき、又は審査員長が欠けたときは、あらかじめ審査員長が指名する審査員がその職務を代理する。

(3) 外部有識者等からの意見聴取

ア 本村は、審査の客観性及び専門性の確保のため必要があると認めるときは、外部の有識者等から意見を聴取することができる。

イ 外部の有識者等を審査員に加えることを前提としない。

(4) 審査会の非公開

ア 審査会は、非公開とする。

イ 審査員の氏名は、公表しないものとする。ただし、審査結果の公表に当たり、審査員の構成（人数、所属区分等）を公表することは妨げない。

4 審査の対象

審査の対象は、参加資格が認められた参加者（参加グループの場合は、その代表団体及び全構成員。以下同じ。）から、実施要領に定める期限までに提出された企画提案書等及び本要領5(2)に定めるプレゼンテーション等の内容とする。

5 審査方法

(1) 審査の形式

ア 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び(2)に定めるプレゼンテーション等に基づき、審査員ごとに、別表1「評価項目及び配点表」により、評価項目ごとに採点し、その合計をもって審査員別評点とする。

イ 審査員別評点、総合得点、総合平均点その他の集計の方法は、本要領7「採点及び集計の方法」によるものとする。

ウ 総合平均点が最も高い参加者を、受注候補者として選定する。ただし、本要領8「最低基準点」に定める最低基準点に達しないとき、又は仕様書に定める要求水準を満たさないと認められるときは、受注候補者を選定しないことがある。

(2) プレゼンテーション、オンライン審査又は書面審査

ア プレゼンテーションは、原則として対面により実施するものとする。

イ 1参加者当たりの時間は、説明20分、質疑応答10分の計30分を標準とする。ただし、参加者数その他の都合により、変更することがある。

ウ プレゼンテーションの順序は、企画提案書等の受付順とする。

エ 使用機器（プロジェクター、スクリーン、パソコン等）は、原則として参加者が用意するものとする。会場の利用条件は、事前に担当課から通知する。

オ 参加状況、日程、人員体制その他の事情により、本村は、書面のみによる審査又はオンラインによる審査に変更することができる。この場合は、事前に電子メール又は書面により通知する。

カ オンライン審査による場合は、本村が指定する会議システムを用いて実施するものとする。通信環境その他の事情により審査に支障が生ずる場合は、本村と参加者との協議により、書面審査に変更することがある。

キ 書面審査による場合は、企画提案書等及び補足説明資料に基づき審査を行う。本村は、必要に応じ、書面又は電子メールにより参加者に補足説明を求めることができる。

6 評価項目及び配点

- (1) 評価項目及びその配点は、別表1「評価項目及び配点表」のとおりとする。
- (2) 配点は、合計100点を満点とする。
- (3) 評価の視点その他評価に当たって留意すべき事項は、別表1に併せて示すものとする。

7 採点及び集計の方法

(1) 用語の定義

本要領において、次の用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

ア 審査員別評点 各審査員が、参加者ごとに、100点満点で採点した点数をいう。

イ 総合得点 全審査員の審査員別評点を合計した点数をいう。

ウ 総合平均点 総合得点を審査員数で除した点数をいう。順位及び最低基準点の判定は、原則として総合平均点により行う。

エ 最低基準点 総合平均点により判定する基準点をいう。

オ 順位 総合平均点の高い順に決定する。ただし、同点の場合は、本要領9「同点の場合の取扱い」による。

(2) 評価区分及び配点比率

ア 審査員は、評価項目ごとに、次の表に掲げる5段階の評価区分により評価を行い、評価区分に応じた配点比率を当該項目の配点に乗じて算出した点数を、当該評価項目の得点とする。

イ 評価は、企画提案書等及びプレゼンテーション等の内容を踏まえて、評価項目ごとに行うものとする。

評価区分	配点比率	評価の目安
A	1.0	特に優れている。要求水準を大きく上回り、本工事の趣旨に対し具体的かつ実現性の高い提案がなされている。
B	0.8	優れている。要求水準を上回り、本工事の趣旨に沿った具体的な提案がなされている。
C	0.6	標準的である。要求水準を満たしており、本工事の遂行に支障はないと認められる。
D	0.4	やや劣る。要求水準を一部満たしておらず、内容が抽象的又は実現性に懸念がある。
E	0.2	劣る。要求水準を満たしていない、又は提案の記載が極めて不十分である。

(3) 審査員別評点の算出

- ア 各評価項目の得点は、当該評価項目の配点に評価区分に応じた配点比率を乗じて算出する。
- イ 審査員別評点は、評価項目ごとの得点を合計したものとする。
- ウ 計算過程における端数は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを有効とする。

(4) 総合得点の算出

総合得点は、参加者ごとに、全審査員の審査員別評点を合計したものとする。

(5) 総合平均点の算出

- ア 総合平均点は、参加者ごとに、総合得点を審査員数で除したものとする。
- イ 計算過程における端数は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを有効とする。
- ウ 審査員のうち、欠席その他の事由により採点を行わなかった者があるときの審査員数の取扱いは、審査会の協議による。

(6) 順位の決定

- ア 順位は、総合平均点の高い順に決定する。
- イ 総合平均点が同点の場合は、本要領9「同点の場合の取扱い」による。

(7) 価格の妥当性に関する評価

- ア 価格の妥当性に関する評価項目は、参加者から提出された参考見積書に基づき、提案内容に照らして見積額が妥当であるかを評価するものであり、最低価格を競わせることを目的とするものではない。
- イ 参考見積額が実施要領に定める提案上限額を超える企画提案は、無効とする。
- ウ 価格点の付与に当たっては、提案内容に対して見積額が妥当であり、設計費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の内訳に過度な計上又は明らかな不足がないかを確認するものとする。

8 最低基準点

- (1) 最低基準点は、総合平均点について、100点満点中60点とする。
- (2) 各参加者の総合平均点が最低基準点に達しない場合は、当該参加者は、受注候補者となることできない。

- (3) いずれの参加者の総合平均点も最低基準点に達しない場合は、受注候補者を選定しないことがある。
- (4) 最低基準点の運用に当たっては、参加者数、評価の分散その他の事情を踏まえ、審査会の協議により、別段の取扱いをすることがある。

9 同点の場合の取扱い

総合平均点が同点となる参加者が複数生じた場合は、次に掲げる順に、優先順位の高い参加者を受注候補者として選定する。

- (1) 別表1「評価項目及び配点表」の評価項目「園路計画・空間づくり」の総合得点が高い者
- (2) 別表1「評価項目及び配点表」の評価項目「地域材活用・地域連携」の総合得点が高い者
- (3) 別表1「評価項目及び配点表」の評価項目「維持管理性」の総合得点が高い者
- (4) 別表1「評価項目及び配点表」の評価項目「価格の妥当性」の総合得点が高い者
- (5) (1)から(4)までの比較によっても順位を決定できない場合は、審査会の協議により受注候補者を決定する。
- (6) 審査会の協議によっても受注候補者を決定できないときは、抽選等の最終的な決定方法の要否及びその方法による。

10 1者応募の場合の取扱い

- (1) 参加者が1者である場合であっても、審査会において審査を行うものとする。
- (2) 審査の結果、当該参加者の総合平均点が本要領8「最低基準点」に定める最低基準点に達し、かつ、仕様書に定める要求水準を満たすと認められるときは、当該参加者を受注候補者として選定することができる。
- (3) 審査の結果、当該参加者の総合平均点が最低基準点に達しない場合又は仕様書に定める要求水準を満たさないと認められる場合は、受注候補者を選定しないことがある。

11 失格又は無効となる場合

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者の企画提案を失格又は無効とし、審査の対象としない。

- (1) 実施要領に定める参加資格を満たさないことが判明したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 参考見積額が実施要領に定める提案上限額を超えたとき
- (4) 仕様書に定める要求水準を満たさない提案であると審査会が認めたとき
- (5) 提出期限を経過して提出された企画提案であるとき

- (6) 誤記、脱漏その他の事由により、評価に必要な事項が確認できない企画提案であるとき
- (7) 実施要領に定める重複参加の禁止に違反したとき
- (8) 審査員その他本プロポーザルの関係者に対し、担当課を経由しない接触を行ったとき
- (9) 他の参加者と通謀し、又は不正の手段により審査結果に影響を及ぼそうとしたとき
- (10) その他、実施要領、仕様書又は本審査要領に違反したとき

1 2 受注候補者を選定しない場合

次のいずれかに該当する場合は、受注候補者を選定しないことがある。

- (1) いずれの参加者の総合平均点も最低基準点に達しないとき
- (2) いずれの参加者の企画提案も、仕様書に定める要求水準を満たさないと審査会が認めたとき
- (3) 応募がなかったとき又は全ての参加者が辞退その他の事由により審査を辞退したとき
- (4) その他、本プロポーザルを公正に執行することができないと審査会が認めたとき

1 3 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

ア 審査結果は、受注候補者を内定した後、速やかに、参加者全員に対し書面又は電子メールにより通知する。

イ 電話その他の方法による個別の問合せには応じない。

(2) 審査結果の公表

ア 審査結果の概要は、田野畑村公式ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

イ 公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (ア) 受注候補者の名称
- (イ) 参加者数
- (ウ) 審査員の構成（人数、所属区分等）
- (エ) 評価項目及び配点
- (オ) 受注候補者の総合平均点
- (カ) その他参考事項

ウ 参加者を特定し得る情報のうち、参加者の不利益となるおそれがある事項は、公表しないことができる。受注候補者以外の参加者については、A、B、C等の記号により表記するなど、参加者が特定されない方法によることができる。

14 審査内容の非公開

- (1) 審査員ごとの審査員別評点、評価項目ごとの得点、採点経過、合議の経過その他審査の過程は、原則として公開しない。
- (2) 審査員その他審査に関与した者は、職務上知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

15 審査結果に関する問合せ

- (1) 受注候補者として選定されなかった参加者は、審査結果の通知を受けた日から7日以内に、書面（様式任意）により、その理由の説明を求められることができる。
- (2) 本村は、(1)の求めがあったときは、書面又は電子メールにより、概要を回答するものとする。ただし、第三者の権利利益又は審査の公正な遂行に支障が生ずるおそれがある事項は、回答しないことができる。

16 その他

- (1) 本審査要領に定めのない事項又は本審査要領の解釈に疑義が生じた事項については、実施要領、仕様書その他関係資料の例によるほか、本村と参加者との協議により定めるものとする。
- (2) 本審査要領は、本工事の特性、規模及び本村の人員体制を踏まえ、簡素な運用とすることを基本とするものであり、本村は、参加状況、日程、人員体制その他の事情により、運用上必要な調整を行うことがある。

別表 1 評価項目及び配点表

[100点満点]

(注) 採点は、評価項目ごとに、本要領 7 (2) に定める 5 段階評価 (A : 1.0 / B : 0.8 / C : 0.6 / D : 0.4 / E : 0.2) を、当該項目の配点に乗じて算出する。

項番	評価項目	評価の視点	配点
1	実施体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事を適正かつ確実に遂行できる設計担当者・施工担当者の体制であるか ・公園、緑地、広場、園路、遊歩道、林道、道の駅周辺整備その他類似業務に係る設計又は施工の実績があるか ・配置予定技術者の資格、経験が本工事に適しているか 	10
2	園路計画・空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅たのはた及び思惟創館との回遊性を意識した動線計画となっているか ・既存樹木、地形、周辺施設との調和に配慮した概略配置となっているか ・標準幅員（仕様書 1.5m 程度）を踏まえつつ、現地条件に応じた合理的な幅員、線形、勾配の考え方が示されているか ・村民及び来訪者が気軽に散策できる小規模な森林公園的空間としてのコンセプトが、現地条件に即して合理的に提案されているか ・（注）資料 4 「参考イメージパース」の線形又は外観と一致しているかどうかは評価しない 	20
3	木質系・ウッドチップ系園路の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・木質系舗装又はウッドチップ系舗装の構成（種類、樹種、粒径、敷厚、下地、縁部処理等）が合理的に提案されているか ・流亡、沈下、凍上、凍結融解、腐朽その他の劣化要因への対策が具体的に示されているか ・補充、補修、再施工の容易性に配慮した提案となっているか ・代替案を提案する場合は、その理由及び要求水準を満たす方法が合理的に示されているか 	15
4	施工計画・工程管理・安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・現地条件、対象区域の特性（道の駅たのはた及び思惟創館に近接）を踏まえた施工計画となっているか ・工程計画が、工期、季節要因、関連工事との関係を 	15

項番	評価項目	評価の視点	配点
		踏まえた無理のない計画となっているか <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅利用者、来訪者、近隣施設、車両・歩行者等の安全確保に配慮した安全管理計画となっているか ・岩手県県土整備部の共通仕様書、施工管理基準等を踏まえた品質管理、写真管理への理解が示されているか 	
5	冬期施工・凍上対策	<ul style="list-style-type: none"> ・本村の気象条件を踏まえ、冬期施工に伴う品質低下を防止する対応が具体的に示されているか ・凍上、凍結融解、積雪の影響を受ける部位（基礎、舗装、縁部処理等）に対する対策が示されているか ・冬期工程の組立て、養生方法その他の現実性ある対応が示されているか 	10
6	維持管理性	<ul style="list-style-type: none"> ・本村による日常的な点検、清掃、軽微な補修が、過大な人的負担、特殊な技能又は特殊な機材を要せずに行えるか ・部材の交換、補修、再施工等の容易性に配慮した設計となっているか ・耐久性、補修性、長寿命化、ライフサイクルコストに配慮した材料・工法が提案されているか ・維持管理上特に留意すべき事項が整理されているか 	10
7	地域材活用・地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域材の活用方針（樹種、調達先、活用部位、活用量の目安等）が具体的かつ実現可能であるか ・地域材の活用、資材供給、木材加工、運搬、施工協力、維持管理を見据えた地域協力その他の地域連携の取組が具体的に示されているか ・地域経済への波及効果が見込まれる提案であるか ・形式的な名称の記載にとどまらず、実現可能性、役割分担、地域経済への波及効果の観点から評価する ・（注）村内事業者を下請に入れることを義務付ける趣旨ではない 	15
8	価格の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・参考見積額が提案上限額の範囲内であるか ・提案内容に対し、見積額が妥当であるか（過度な計上又は明らかな不足がないか） ・設計費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の内訳が適切に整理されているか ・（注）最低価格を競わせる評価ではない 	5
	合計		100

【評価上の留意事項】

- (1) 本工事は、木質系舗装又はウッドチップ系舗装による園路整備を主たる対象とするものであり、ベンチ、東屋、休憩施設、遊具その他の附帯施設の新設は、今回の整備対象に含めない。したがって、審査においては、これらの附帯施設の有無、数量又は豪華さを評価対象としない。
- (2) 評価項目「2 園路計画・空間づくり」については、資料4「参考イメージパース」の線形又は外観と一致しているかどうかは評価しない。あくまで、仕様書に定める要求水準を満たし、現地条件、施工性、安全性、維持管理性、地域材活用及び提案上限額を踏まえた合理的な提案となっているかを評価する。
- (3) 評価項目「7 地域材活用・地域連携」については、村内事業者を下請に入れることを義務付けるものではなく、地域材の活用、資材供給、木材加工、運搬、施工協力、維持管理を見据えた地域協力その他の方法による地域経済への波及効果を、柔軟に評価する。
- (4) 評価項目「8 価格の妥当性」については、最低見積額の参加者を最も高く評価することを目的としない。提案内容に照らした見積額の妥当性、内訳の整理状況を評価する。

別表2 審査員採点表

田野畑村森林体験施設整備工事 企画提案審査 審査員採点表

(注) 本表は、審査員1人が参加者1者ごとに記入する様式である。後続工程において、内部用のExcel採点ファイルにより自動計算する。

審査員氏名	
参加者名	
採点日	年 月 日

項番	評価項目	配点	評価区分 (A/B/ C/D/ E)	得点 (配点× 比率)	所見
1	実施体制・実績	10			
2	園路計画・空間づくり	20			
3	木質系・ウッドチップ系園路の提案	15			
4	施工計画・工程管理・安全管理	15			
5	冬期施工・凍上対策	10			
6	維持管理性	10			
7	地域材活用・地域連携	15			
8	価格の妥当性	5			
	審査員別評点	100			

【記入要領】

- (1) 「評価区分」欄には、評価項目ごとに、A・B・C・D・Eのいずれかを記入する（A：1.0／B：0.8／C：0.6／D：0.4／E：0.2）。
- (2) 「得点」欄には、配点に評価区分の配点比率を乗じた値を記入する（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを有効とする。）。

- (3) 「所見」欄には、評価の理由、特に着目した点その他を簡潔に記入する。
- (4) 「審査員別評点」欄には、評価項目ごとの得点を合計した値を記入する。
- (5) 本表は、参加者ごとに1枚作成する。
- (6) 本表は、審査会の非公開に関する取扱いに従い、適切に管理する。

別表3 集計表

田野畑村森林体験施設整備工事 企画提案審査 集計表

(注) 本表は、参加者ごとに作成する参加者別集計表(①)と、全参加者の順位を確認する順位確認表(②)から成る。

審査年月日	年 月 日
審査員数	人

① 参加者別集計表(参加者ごとに1枚作成)

参加者名：

評価項目	配点	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	項目別総合 合得点
1 実施体制・実績	10						
2 園路計画・空間づくり	20						
3 木質系・ウッドチップ系園路の提案	15						
4 施工計画・工程管理・安全管理	15						
5 冬期施工・凍上対策	10						
6 維持管理性	10						
7 地域材活用・地域連携	15						
8 価格の妥当性	5						
審査員別評点	100						(総合得点)

【総合得点、総合平均点及び判定】

項目	値	備考
総合得点		審査員別評点の合計

項目	値	備考
審査員数	人	
総合平均点	／100	総合得点÷審査員数
最低基準点達否	達 ・ 未達	60点を基準
要求水準	満たす ・ 満たさない	審査会の判断による

② 順位確認表（全参加者一覧）

順位	参加者名	総合得点	総合平均点	最低基準点 達否	要求水準	備考
1位			100	達・未達	満たす・満たさない	
2位			100	達・未達	満たす・満たさない	
3位			100	達・未達	満たす・満たさない	
4位			100	達・未達	満たす・満たさない	
5位			100	達・未達	満たす・満たさない	

③ 同点時順位確認表（総合平均点が同点となった場合の項目別比較）

（注）同点となった参加者について、本要領9「同点の場合の取扱い」に定める優先順位（園路計画・空間づくり→地域材活用・地域連携→維持管理性→価格の妥当性）に従い、項目別総合得点を比較する。

比較順	比較項目（項目別総合得点）	参加者①	参加者②	参加者③	参加者④
第1	園路計画・空間づくり				
第2	地域材活用・地域連携				
第3	維持管理性				
第4	価格の妥当性				

【集計上の留意事項】

- (1) 各評価項目の「項目別総合得点」欄には、審査員ごとの得点を合計した値を記入する。
- (2) 各審査員の「審査員別評点」欄には、評価項目ごとの得点を合計した値を記入する。
- (3) 「総合得点」は、全審査員の「審査員別評点」を合計した値とする。
- (4) 「総合平均点」は、「総合得点」を「審査員数」で除した値とし、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを有効とする。

- (5) 「最低基準点達否」欄は、総合平均点が最低基準点（60点）に達しているかを記入する。
- (6) 要求水準を満たさないと認められる参加者は、受注候補者として選定しない。
- (7) 順位は、原則として総合平均点の高い順に決定する。総合平均点が高点の参加者が複数生じた場合は、本要領9「同点の場合の取扱い」によること。